

# 実践情報社会論I

## (デジタル時代の著作権とオープン化)

野口 祐子

渡辺 智暉

増田 雅史

# 第3回 講義

2011年5月20日

担当:増田

# 前回の復習

- 著作権法は「原則禁止、例外OK」の構造
  - 個別的制限規定による利用の可能性
  - 裁制度による利用の可能性
- 裁制度
  - 孤児作品(権利者の有無やその連絡先が不明な作品)は、許諾を求める交渉ができない
  - そのため、「相当の努力」を払って権利者を探し、一定額の補償金を預け、利用の道をひらく

# 前回の復習

- 著作物の利用態様が多様化
  - 新たな技術を利用した複製、送信の発生
  - 権利者の収益手段への悪影響…放置すると、誰も新たな作品を作らなくなる懸念(一方で非効率な産業構造の転換という課題もあり、バランスをとる必要)
- 間接侵害
  - 著作権侵害の直接行為者が不特定多数の個人である場合などに、その個々の行為に間接的に関与する特定の者の責任を問うことで、「根元を断つ」アイデア
  - 判例によれば… 管理支配性、営利目的性が必要
  - ファイル交換ソフトの裁判例(ファイルローグ、Winny)を経て発展し、近時は海外へのテレビ番組の再送信スキームに関する判例が注目を集め
  - 「自炊」サービスの適法性？どこかで見た光景(貸レコード屋)

# 現在の著作権制度の問題点

# これまで触ってきた 問題点をまとめると…

- 規制対象が広すぎる(広がりすぎた)
- 法律を守るためのコストが高すぎる
- 現状の技術環境(の動向)に合っていない

の大きく3つ。

# 規制対象の多様化

- 著作物の多様化
  - 小説、音楽、映画、ソフトウェア、データベース、科学論文…その対象範囲は広く、それぞれの経済事情は全く異なる
  - たとえば製品のライフサイクル(何でも複製・流通)
  - たとえば消費行動(音楽ならライブ？CD？データ？)
- 経済価値の多様化
  - 3D映画から落書きまで。すべて同じように保護される
- 権利者の多様化
  - 特に、CGM(Consumer Generated Media)の出現。アマチュア作家の活躍が広がり、問題は深刻化

# なぜ対応できない？

- 著作権の法制度はもともとは、小説や映画などの商業コンテンツを念頭においていた
- ソフトウェアやデータベースの保護については、別の産業財産権として保護するアイデアもありえたが…
  - 大議論の末、「保護のためのコストが安い」ことから、米国をきっかけにしぶしんで著作権の傘下に入ることに
- さらに、インターネットの発達により、作品を公表する多様なクリエイターが出現
  - 複製のコスト等の関係で「内輪」の世界だったが…
  - 誰にでもリーチできる手軽な手段が出現！

# 遵法コストの増加

- 参加者増加 「業界法からお茶の間法へ」
- 作品数増加 ( クリエイターの増加)
- 共同著作(コラボ)、二次的著作(リミックス)の増加
  - 著作権法上、「全員OK」でないと利用できない
  - 許諾が得られる確率は指数関数的に減っていく
- その背景は技術的变化
  - あらゆる行為は「複製」である！？(後述)
  - しかし参加者、作品、コラボの増加は情報通信技術やサービスの発展の賜物

# 複製範囲の拡大

- ・ デジタル技術の浸透により「複製」が利用の前提として必須となった。
  - 具体的には、米国の *MAI Systems Corp. v. Peak Computer, Inc.*, 991 F. 2d 511, 519 (9th Cir. 1993), cert. Dismissed, 510 U.S. 1033 (1994) では、ソフトウェアをコンピュータのRAMにローディングする行為が著作権法上の「複製」に該当すると判示。
  - 日本では、いわゆる「一時的複製」が著作権法上の「複製」に該当するかについて長い議論があったが、平成21年度著作権法改正により、コンピュータの情報処理の過程において「当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度」でのみ著作物の利用が可能(47条の8)とされた。
  - 文化庁は「確認的」な規定としているが...

# 49条1項7号

オフラインでキャッシュを見たら違法！？

- 第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(=キャッシュ)であっても、「当該著作物に係る同条に規定する送信の受信…をしないで使用して、当該著作物を利用した」場合は、違法な「複製」をしたことになる。
- 結果的には、この49条のために、状況は米国に一步近づいてしまった
  - オフラインにおけるキャッシュの利用を全否定しかねない

# 権利関係の複雑化

- デジタル技術の発展・普及
  - 二次的著作物の創作(翻案)が容易に(リミックス文化)
- インターネットの発達
  - 共同創作も容易となり、共同著作物(コラボ作品)が増加
- 結果として、複数の権利者が存在する著作物の数が飛躍的に増大したが…
  - 日本では、すべての権利者からの許諾がなければ合法に利用できないため、取引費用が増大。
  - Cf. 米国の共有著作物の非独占的ライセンスは単独で付与できる

# 要するに、どんな状況？

- デジタル技術、インターネットの発達により、著作物の公衆送信等が容易・安価になり…
  - 著作物を大量に利用できるようになった。
  - 著作物の利用者や利用行為が増加した。
  - 著作物の創作への垣根が低くなった。
  - 複数人が関与する著作物が多く生まれるようになった。
- しかし一方で…
  - 利用行為に違法な「複製」が伴う懸念が高まった。
  - 権利者の増加や複数人の関与で権利関係が複雑化した。

# 要するに、何が問題？

- 一般人にとって、権利者を探し許諾料を支払うことはかつてから困難であったが…
- 利用行為が違法な「複製」に当たる場面が増加したが、著作物は一般人によって大量に利用されるようになり、本来は許諾を得る必要がある行為が大量に存在することとなった。
- しかし、権利関係の複雑化によって、一般人が許諾を得ることは、かつてよりもさらに困難になっている。
- 結局、以下のどちらかの状況が出現してしまう
  - 違法な行為が横行し、著作権のもつ経済的機能が働かない
  - 法律を前に皆が萎縮し、そもそも著作物が利用されない

(これは著作権者の側から見ると、どんな状況か？)

さらに…

# 自由と規制のバランスの崩壊

～著作権と「表現の自由」との関係は？～

# 表現の自由(憲法21条)に対する 著作権法におけるバランス・ツール

## 規制範囲の限定

- アイディア・事実は保護の対象外(客体)
- 情報へのアクセス・視聴は自由(行為)
- つまり、他者の言論に触れるることは制限されない

## 表現の自由に関する例外規定

- 個別的制限規定(私的複製、報道目的利用など)
- 米国: 107条のFair Useがもっとも有名

## 著作権の存続期間の制限

- インセンティブを与えるのに必要な期間を過ぎた  
後はPublic Domain(社会の共有財産)となる

# バランスの変化～自由の縮小

## 規制範囲が拡大？

- アクセスに伴ない複製が発生する場合、情報へのアクセスを自由に行なうことができない？
- 写真や音楽の場合、保護の対象外である「事実」や「アイデア」とは何か？

## 例外規定の厳格な運用

- 伝統的に、例外規定は「厳格に」解釈するとされてきた（近年では、裁判所に疑問を呈されつつある）
- 米国でも、フェア・ユースの範囲の縮小が話題に

## 著作権の存続期間の延長

- 著作権はどんどん延長され、自由が縮小

# 期間延長をめぐるバトル

- たとえばディズニーも、すでにPublic Domainであるグリム童話をもとに、映画を沢山作っている。
  - つまり、先人たちの創作物に依拠して、新たな創作活動を行っている。
  - 一定期間をすぎた古い著作物は、社会の公共財産として還元する(投下資本を回収する期間だけ保護すればよい)という制度設計
- ところが先進国は、著作権期間をどんどん延長
  - 米国では、78年に保護期間を19年間延長、98年には20年間延長。「ミッキーマウス保護法」
  - つまり、最近は20年ごとに20年延長 = 永遠に切れない？

# 期間延長のメリットとデメリット

- 今後の創作意欲が高まる？
- むしろPublic Domainが狭く今後の創作に悪影響？
- 日本が世界標準に合わせるべきか？
- 何が日本にとって最善か考えるべきか？
- 著作権を保護したほうが流通する？
- それとも保護しないほうが流通する？
- 詳しくは、以下を参照 <http://thinkcopyright.org/reason.html>

# 期間延長をめぐるバトル

- 文化庁 文化審議会 著作権分科会
  - 基本問題小委員会
  - 法制問題小委員会
  - 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会
  - 私的録音録画小委員会
  - 国際小委員会
- 「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」の検討
  - 延長に対する危惧や懸念は、延長を求める意見を大きく上回り、「延長問題をめぐっては、著作権制度全体について更に議論を深める必要がある」との報告を公表(2009年1月)
  - ところが、JASRAC70周年記念式典で鳩山首相が唐突に「JASRACは70周年ですから、(保護期間も)70周年に延ばすことを最大限の努力をする」と発言(2009年11月)
- 現在、「基本問題小委員会」で継続審議中

# 権利者探しの罠

- 権利者データベースが存在しないため…
  - 権利者を探して許可をとらなければならないのに、権利者がどこにいるか分からぬ
  - 幻の映画、ドラマは多数
- 結局、不可能を強いることに
  - 著作物一つ一つの利用コストは低減
  - しかし、権利処理コストは増加
- その原因是ベルヌ条約の「無方式主義」
  - 創作時点で自動的に権利が生じるため、権利を得るにあたって、自らの所在等を明らかにする必要がない。

# 個人的な意見としては…

- 著作権のもつ経済的な意味としては、今でも十分長いと思う(これ以上伸ばしても創作へのインセンティブは生まれないのでないのではないか。)
- どうしても延長するのであれば、延長による弊害を解消する手当てを同時に導入する必要がある。
  - たとえば、希望者延長制度(登録制)にしてはどうか？
  - ベルヌ条約が保護を求める範囲は、無方式で保護しなければならないが、それを超える範囲については登録を保護の要件にすることも可能と考えられている。
  - これにより、「一部の権利者を守るために延長を望まない多数の著作物が死蔵される」問題は解消するのでは？

# デジタル技術と著作権のねじれ

- デジタル技術とは、複製、改変、頒布ができるだけ安価に促進するための技術
  - コストを下げれば、情報はその間隙から「流通したがる」
- 一方、著作権はすべてをトリガーにしている
  - 著作権は新たな類型の行為を「禁止したがる」
- 技術者の理想は権利者の悪夢？
- ますます道具が便利になり、簡単にもなったが危険にもなった。デジタル技術は、諸刃の剣である。

# たとえば

- オンライン配信は便利だけど、誰にでもできる(たとえば、P2Pの違法配信も可能。)
- 映画制作、編集も安価に。一方で改変も安価に。
- 目には目を、デジタルにはデジタルを
  - デジタルは、自由に使う方向にも使えるが、管理する方向にも使える = DRM (Digital Rights Management) の導入
- DRMにより・・・
  - 自由にコピーをさせない(コピー制御)
  - 視聴行為の遠隔管理も可能(アクセス制御)
  - 著作権法、不正競争防止法がこれらを保護している。

# ～私見～

## 著作権制度は知識・創作と密接関連

- 現状の制度を維持しても、市場に任せておけば、商業コンテンツは今後の打開策を見つけ出すかもしれない
- しかし、過去の著作物(すでに権利者不明)の利用や、個人による利用(権利処理コストを負担できない)は、今の制度のままでは「違法だらけ」から抜け出せない
- 「表現」と「知識・事実」は別だといっても、実際には、表現を通じてしか人は刺激を受けられない
- 豊かな情報に接することが、豊かな人間をつくるのではないか
- インスピレーションは、厳しく許諾を取る文化からは生まれてこない
- 「お互いに使い合う」文化のほうが「お互いに禁止しあう」文化よりも豊かではないか？

どうしてこうなった？

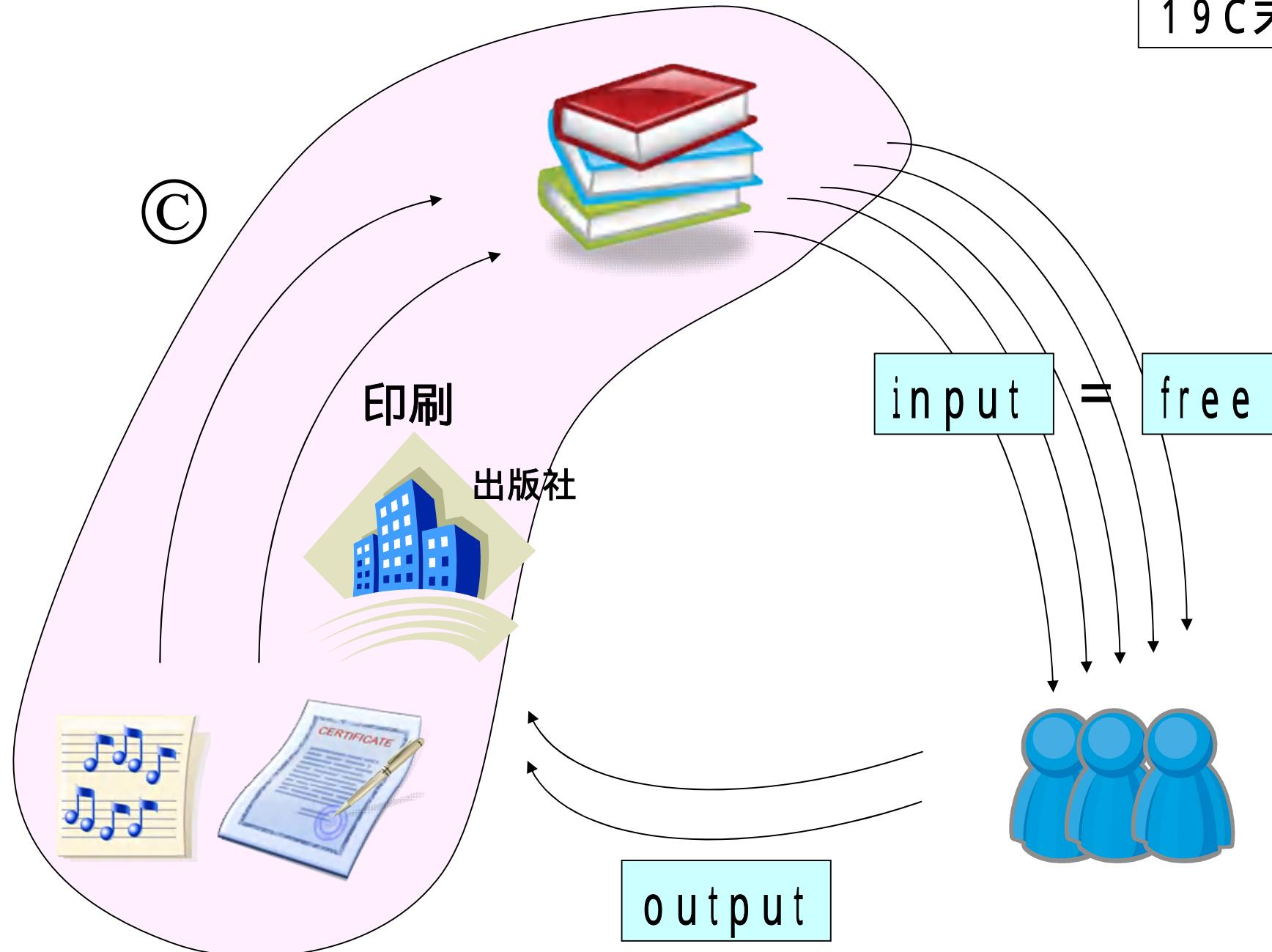
# なんでこんなことに？そもそも

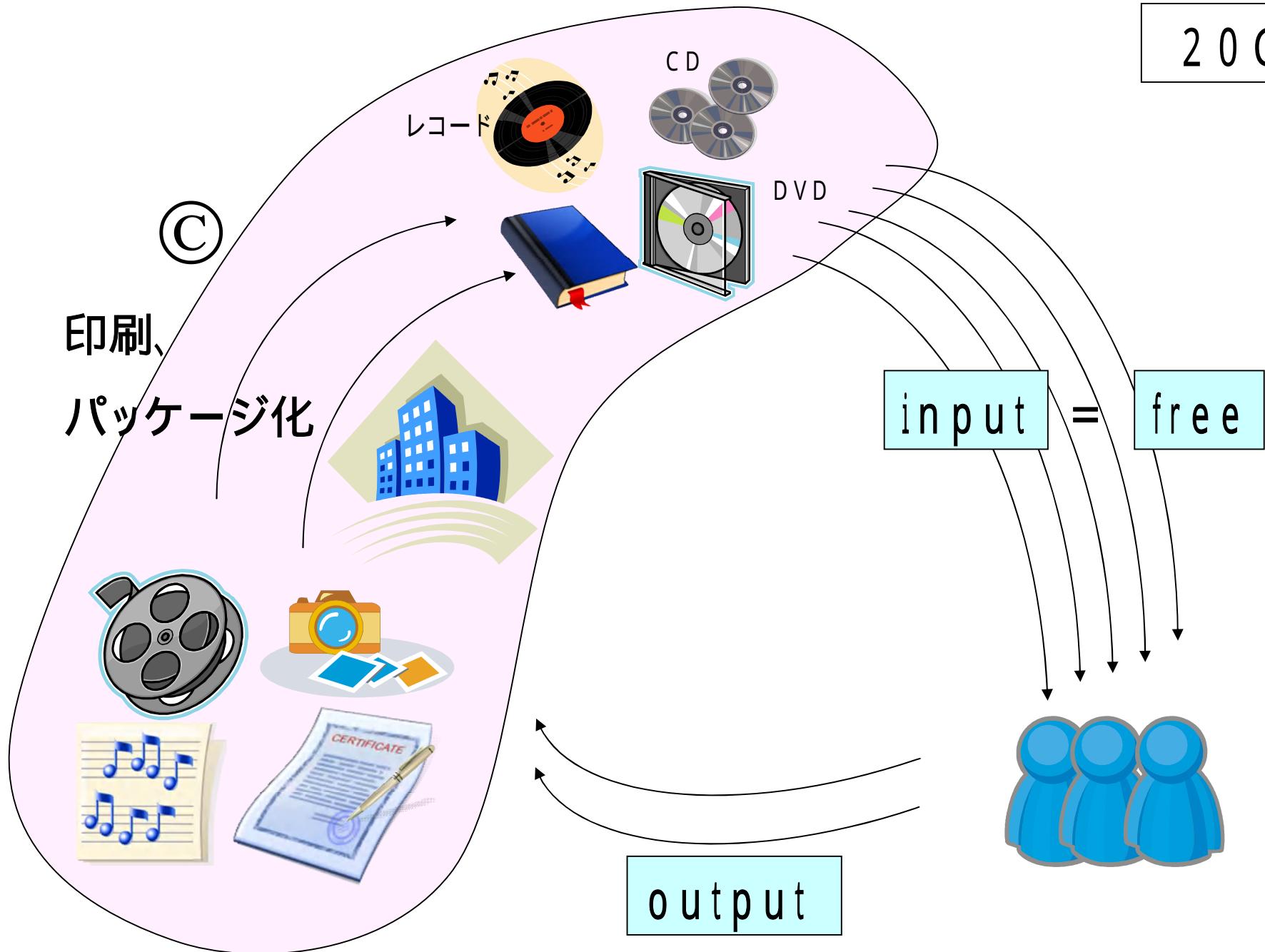
- そもそもの著作権の始まりは…
  - 活版印刷術の普及 印刷業者への特権付与
- 現在の枠組みはベルヌ条約(1886年)
  - 無許諾の翻訳出版を抑止できない
  - 時代背景は？(船便 登録手続は非現実的)
- 制定当時は、当時の技術水準を受けて、それなりにバランスを取っていた制度設計だった
  - 当時のビジネスモデルからして、産業の要はどこにあったか。どこに統一的な規制をかけると効果的だったか



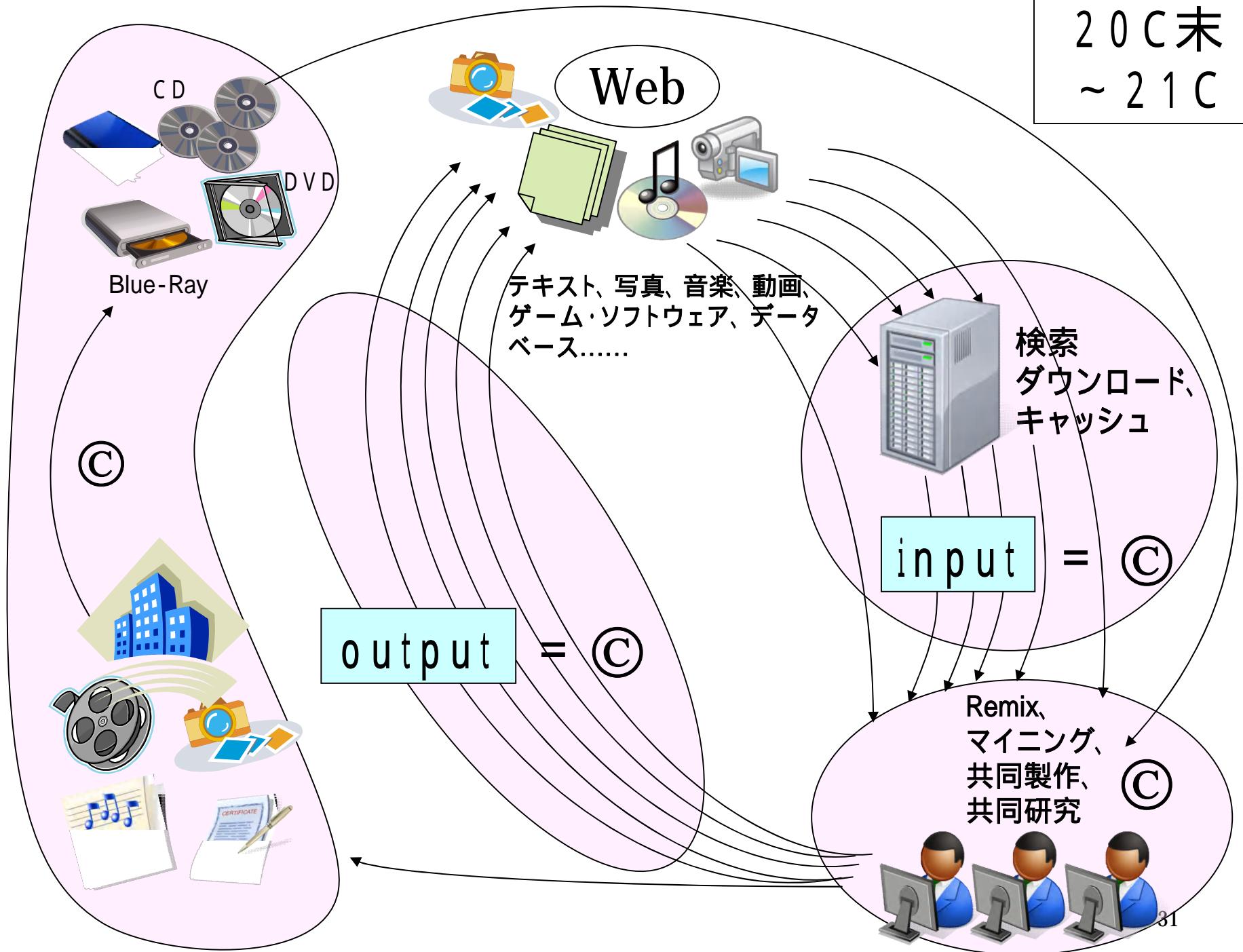
ヴィクトル・ユーゴー (1802 ~ 1885)

19C末





20C末  
～21C



# 時代の変化に伴い・・・

- 20世紀 まだパッケージの時代
  - 事業者による複製が要、であることは同様
- 20世紀末から21世紀 オンラインの時代
  - 誰でも複製に関与する、なんでも「複製」にあたる、という状況に
- 前提が大きく崩れてしまった
  - 情報のインプットはもはやフリーな領域ではない
  - シュリンクラップ契約、DRM技術による囲い込み

# 馬車の時代の法律を宇宙船時代に 使っているなんてナンセンス！？

- しかし、基本構造は変えられない
  - ベルヌ条約は、全加盟国(現在163カ国)の一致でなければ変更できない(27条3項)
  - 現在の南北対立の激しい状況では、全員一致は相当困難
- その後むしろ、見直すどころか強化の波
  - TRIPS協定(1994年)、WIPO新条約(1996年)
  - その震源は米国のハリウッド(によるロビイング)

# ハリウッドが世界を動かす！？

- そもそも、ハリウッドをめぐる政治状況は特殊
  - 民主党 vs 共和党の構図が機能していない
  - 通常は消費者・労働者の味方とされる民主党がハリウッドを票田にしているため。
- 対立の舞台はもっぱら…
  - ハリウッド vs シリコンバレー (学者・図書館連合)
- ハリウッドは、国内の反対勢力の説得戦術として、条約を利用する作戦を早くから採用

# 1996年WIPO新条約の例 (WCT、WPPT)

- まずはDRM保護法などの国内立法を試みるも挫折
  - Clinton Administration, GREEN PAPER (1994)
  - Clinton Administration, WHITE PAPER (1995)
- その後、WIPOでのロビイングに成功し…
  - 1996年、WIPO Copyright Treaty (WCT) 成立
- 満を持して、国内立法のロビイングに着手し…
  - 1998年、the Digital Millennium Copyright Act (DMCA) 成立
- その結果、世界中が条約の存在を背景に、DMCA類似の法律を定めなければならない状況になった。

# 国際条約からバイ・マルチ交渉へ

- WIPOの機能不全
  - ブラジル、中国など新興国の反対(既に存在する権利を守りたい側と、利用したい側の対立)
  - 他の通商交渉と同様、全世界的な合意形成が敬遠される傾向
- 通商条約は、他の条件と抱合せにできる
  - 交渉における材料が増え、柔軟な対応が可能となる
  - かつ、交渉力が強ければ各個擊破していけばよい
- 通商条約は、政府間の秘密交渉が可能
  - 事前に条文案を世間に公表しなくてよい
  - 条約の中身について、識者から批判を浴びにくい
- 近時話題となつたのは、模倣品・海賊版拡散防止条約(*Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA*)

# DRMについて

# DRMのビジネス・法律上の位置づけ

- 目には目を、技術には技術を?
  - 正面から著作権侵害行為を抑止できないので、
  - その代わりに、著作権を保護する技術を保護し、これを破る一定の行為を規制するという発想。
- しかし、バランスを間違えるとそもそも商品として成り立たない危険
  - わが国で、CCCDが廃れた理由
- 要は…
  - 海賊版対策に使おうと思わないこと
  - 総合的な対策の一部だと理解すること

# DRMの定義

- DRM(Digital Rights Management)は広い概念である
  - 技術的保護手段(Technological Protection Measures)のほか、決済システムやコンテンツ管理システムなどを含む
  - 決済やコンテンツ管理まで目を広げれば、DRMはeコマースでは、無くてはならない要素
- しかし通常は、著作権を保護するための技術的手段の代名詞としてしばしば用いられる
- 問題の中心は、
  - どの程度利用者のコンテンツ利用の自由度を制限するか
  - どの程度透明性があるか
  - プライバシーの保護

# DRMの良い点

- いかなる利用がなされるか想定しやすくなり、きめ細やかな条件設定・価格設定が可能
- (裸のコンテンツに比べて)違法行為がしにくくなり、コンテンツの市場を守ることができる
- DRMを破る行為については、法的な保護が与えられているため、侵害を早い段階で違法にすることができる
  - また、結果的に大量な違法複製を生む背景となっている行為を捉えることも可能となる
  - わが国における「マジコン」問題

# DRMの危険な点

- DRMの設計を誤ると、違法目的の利用者だけではなく、正直な利用者の利用に対しても負荷をかける結果となり…
  - 商品の売れ行きを下げる結果となる
  - サービス・コストがかさんでビジネス設計が難しくなる
- DRMの実施が一見明確でない場合、商品説明として不十分となるおそれがある（消費者保護の観点）
- 技術に対する法的保護に期待しすぎると、旧来的なDRM技術が温存され、新たな技術が開発されない（イノベーションの観点）
- 個人情報を集めすぎ、通信の秘密やプライバシーなどの問題を生じる可能性がある（プライバシーの観点）

# 米国でのDRMに関する事件

- セキュリティ分野の研究者(Ed Feltenプリンストン大学教授)にDMCA違反というレターを送付し、結果として、優秀なセキュリティ技術の研究者の多くを著作権保護技術の研究から遠ざける結果となってしまった
  - DRM技術に対する保護が強すぎ、自身の進化を抑制？
- Sony Rootkit事件
  - コピーコントロールCDに、消費者には告げていなかったソフトウェアが紛れ込んでおり、消費者の利用動向を無断で報告したり、新しいセキュリティホールを作り出すなどの問題が生じ、集団訴訟に発展

# DRMを活用する場合のバランス

- DRMで達成したい目標を明確にする
  - 一般消費者が正しく行動することに目標をおく
  - 海賊版業者や悪意ある技術者をターゲットにしない
- 技術だけ、法律だけに頼らない
  - 複数の手段を複合的に組み合わせて侵害を減らし、売上を伸ばすのが、トータルでは経済的に最も利益が出る
  - プロの海賊版業者や悪質な人は、どんなに技術的レベルを高くしても、必ずこれを破ってくる、という事実を認め、これらの人たちへの対策を技術のみで行おうとしない
- このバランスは、市場の中で自然に形成されることもある

(例) 地デジの「ダビング10」のバランスはどうか？

(例) Appleの音楽配信が原則DRMフリーとなった理由は？

このような著作権の現状を  
どう改善すればよいか？

ここから次回